

○厚生労働省令第百五十五号

青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第十二条、第十三条第一項、第十五条第二項及び第四項、第二十五条並びに第二十六条の規定に基づき、青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十七年九月三十日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則

（認定の申請）

第一条 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号。以下「法」という。）第十二条の認定を受けようとする事業主は、基準適合事業主認定申請書（様式第一号）に、当該事業主が同条の基準に適合するものであることを明らかにする書類を添えて、その主たる事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「所轄都道府県労働局長」という。）に提出しなければならない。

（認定の基準）

第二条 法第十二条の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第十二条の申請の時に、次のいずれかに該当すること。

イ 次に掲げる者（以下このイにおいて「学校卒業見込者等」という。）であることを条件とした公共職業安定所若しくは職業紹介事業者（職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第四条第七項に規定する職業紹介事業者をいう。ロにおいて同じ。）への求人申込み又は学校卒業見込者等であることを条件とした労働者の募集を行っていること（通常の労働者として雇い入れることを目的とする場合であつて、(1)、(2)若しくは(5)(i)若しくは(ii)に規定する施設を卒業した者又は(3)若しくは(4)に規定する施設の行う職業訓練を修了した者が、当該卒業又は修了の日の属する年度の翌年度以降少なくとも三年間応募できるときに限る。）。

(1) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（小学校及び幼稚園を除く。

以下「学校」という。）の学生又は生徒であつて、卒業することが見込まれるもの又は卒業したものの

(2) 学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校（以下「専修学校」という。）の生徒であつて、卒

業することが見込まれるもの又は卒業したもの

(3) 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項各号（第四号を除く。

）に掲げる施設（第三号において「公共職業能力開発施設」という。）の行う職業訓練を受ける者であつて、修了することが見込まれるもの又は修了したもの

(4) 職業能力開発総合大学校の行う職業訓練を受ける者であつて、修了することが見込まれるものは修了したものは修了したもの

(5) 次に掲げる者であつて、(1)から(4)までに掲げる者に準ずるもの

(i) 学校教育法第三百三十四条第一項に規定する各種学校に在学する者であつて、卒業することが見込まれるもの又は卒業したもの

(ii) 学校又は専修学校に相当する外国の教育施設に在学する者であつて、卒業することが見込まれるもの又は卒業したもの

ロ 十五歳以上三十五歳未満の青少年（以下この条において「青少年」という。）であることを条件とした公共職業安定所若しくは職業紹介事業者への求人申し込み又は青少年であることを条件とした労

働者の募集を行つてゐること（通常の労働者として雇い入れることを目的とする場合であつて、雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第一条の三第一項第三号イからニまでのいずれかに該当するときに限る。）。

二 青少年である労働者の採用及び育成に積極的に取り組んでゐること。

三 次のいずれにも該当すること。ただし、直近の三事業年度に採用した者（新たに学校若しくは専修学校を卒業した者若しくは新たに公共職業能力開発施設若しくは職業能力開発総合大学校の行う職業訓練を修了した者又はこれに準ずる者（次号トにおいて「新規学卒者等」という。）であつて通常の労働者として雇い入れたものに限る。イ及び次号において「直近三事業年度新規学卒等採用者」という。）がない場合にあつては、イに該当することを要しない。

イ 直近三事業年度新規学卒等採用者の数に対する当該直近三事業年度新規学卒等採用者であつて直近の三事業年度に離職したものの数の割合が五分の一以下であること。

ロ その雇用する労働者の育成に関する方針並びにその雇用する労働者の職業能力の開発及び向上を促進するための計画を策定していること。

ハ 直近の事業年度において、その雇用する労働者（通常の労働者に限る。以下この条において同じ。

）一人当たりの平均した一月当たりの所定外労働時間（所定労働時間を超えて労働した時間をいう。

次号又において同じ。）が二十時間以下であること又はその雇用する労働者の数に対するその雇用する労働者であつて平均した一週間当たりの労働時間が六十時間以上であるものの数の割合が二十分の一以下であること。

ニ 直近の事業年度において、その雇用する労働者に対して与えられた労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十九条の規定による有給休暇（以下このニ及び次号ルにおいて「有給休暇」という。）の日数に対するその雇用する労働者が取得した有給休暇の日数の割合が十分の七以上であること又はその雇用する労働者一人当たりの取得した有給休暇の平均日数が十日以上であること。

ホ 次のいずれかに該当すること。ただし、その雇用する男性労働者のうち直近の三事業年度において配偶者が出産したもの及びその雇用する女性労働者のうち直近の三事業年度において出産したものがいない場合にあつては、育児休業等（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業（以下このホ及び次号ヲに

において「育児休業」という。）及び同法第二十三条第二項又は第二十四条第一項の規定に基づく措置として育児休業に関する制度に準ずる措置が講じられた場合の当該措置によりする休業をいう。以下このホにおいて同じ。）に関する制度を設けていれば足りること。

(1) 直近の三事業年度において、その雇用する男性労働者のうち育児休業等をしたものがあること。

(2) その雇用する女性労働者であつて直近の三事業年度において出産したものの数に対するその雇用する女性労働者であつて直近の三事業年度において育児休業等をしたものの数の割合が四分の三以上であること。

四 インターネットを利用する方法その他の適切な方法により、次に掲げる全ての事項を公表していること。

イ 直近三事業年度新規学卒等採用者の数及びそのうち直近の三事業年度に離職した者の数

ロ 男女別の直近三事業年度新規学卒等採用者の数

ハ 直近の三事業年度に採用した青少年である労働者（直近三事業年度新規学卒等採用者を除く。）の数及びそのうち直近の三事業年度に離職した者の数

ニ その雇用する労働者の平均継続勤務年数

ホ その雇用する労働者に対する研修の内容

ヘ その雇用する労働者が自発的な職業能力の開発及び向上を図ることを容易にするために必要な援助の有無並びにその内容（チに掲げる事項を除く。）

ト 新たに雇い入れた新規学卒者等からの職業能力の開発及び向上その他の職業生活に関する相談に応じ、並びに必要な助言その他の援助を行う者を当該新規学卒者等に割り当てる制度の有無

チ その雇用する労働者に対してキャリア・コンサルティング（職業能力開発促進法第十条の三第一号の情報の提供、相談その他の援助をいう。）の機会を付与する制度の有無及びその内容

リ その雇用する労働者に対する職業に必要な知識及び技能に関する検定に係る制度の有無並びにその

内容

ヌ その雇用する労働者一人当たりの直近の事業年度における平均した一月当たりの所定外労働時間

ル その雇用する労働者一人当たりの直近の事業年度において取得した有給休暇の平均日数

ヲ 育児休業の取得の状況として、次に掲げる全ての事項

(1) その雇用する男性労働者であつて、直近の事業年度において配偶者が出産したものの数及び当該事業年度において育児休業をしたものの数

(2) その雇用する女性労働者であつて、直近の事業年度において出産したものの数及び当該事業年度において育児休業をしたものの数

ワ 役員に占める女性の割合及び管理的地位にある者に占める女性の割合

五 次のいずれにも該当しない者であること。

イ 法第十四条の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して三年を経過しない者（当該取消しの前日に第五条の規定による申出をした者（ロからトまでに掲げる者に該当することによりこの号に掲げる基準に該当しなくなった旨の申出をした者を除く。）を除く。）

ロ 過去三年間に職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）第三十五条第二項第二号の規定による取消し又は撤回（当該取消し又は撤回の対象となつた者の責めに帰すべき理由によるものを除く。）を行った者

ハ 過去一年間に労働者に対する退職の勧奨又は労働者の解雇（労働者の責めに帰すべき理由によるも

のを除く。)を行つた者

ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下この二において「暴力団員等」という。）、「暴力団員等がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者

ホ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者

ヘ 偽りその他不正の行為により雇用に係る国の助成金、補助金又は給付金（以下このへにおいて「雇用関係助成金等」という。）の支給を受け、又は受けようとしたこと等により、当該雇用関係助成金等の支給要件を満たさなくなった者

ト 法又は法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実があると認められる者

（法第十三条第一項の商品等）

第三条 法第十三条第一項の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 商品

二 役務の提供の用に供する物

三 商品、役務又は事業主の広告

四 商品又は役務の取引に用いる書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）

五 事業主の営業所、事務所その他の事業場

六 インターネットを利用する方法により公衆の閲覧に供する情報

七 労働者の募集の用に供する広告又は文書

（報告）

第四条 認定事業主（法第十三条第一項に規定する認定事業主をいう。以下同じ。）は、毎事業年度終了後

一月以内に、認定状況報告書（様式第二号）に第一条の書類を添えて所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該一月以内に認定状況報告書を提出できないと所轄都道府県労働局長が認めた場合には、この限りではない。

(所轄都道府県労働局長に対する申出)

第五条 認定事業主は、第二条各号に掲げる基準に適合しなくなったときは、所轄都道府県労働局長にその旨を申し出ることができる。

(法第十五条第二項の厚生労働省令で定めるもの)

第六条 法第十五条第二項の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 事業協同組合及び事業協同組合小組合並びに協同組合連合会
- 二 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- 三 商工組合及び商工組合連合会
- 四 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- 五 農業協同組合及び農業協同組合中央会
- 六 生活衛生同業組合であつて、その構成員の三分の二以上が中小事業主(常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。次号及び次条において同じ。)であるもの
- 七 酒造組合及び酒造組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上

が中小事業主であるもの

(法第十五条第二項の一般社団法人の要件)

第七条 法第十五条第二項の厚生労働省令で定める要件は、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が中小事業主である一般社団法人であることとする。

(法第十五条第二項の承認中小事業主団体の基準)

第八条 法第十五条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第十五条第二項の相談及び援助として、次に掲げる事業をいずれも実施し、又は実施することが予定されていること。

イ 法第十五条第一項の青少年の募集及び採用を担当する者(以下「青少年募集採用担当者」という。

ク)の確保を容易にするための事例の収集及び提供に係る事業

ロ イに掲げるもののほか、青少年募集採用担当者が雇用される事業所における雇用管理その他に関する講習会の開催、相談及び助言その他の必要な援助を行う事業

二 前号の事業を適切に実施するために必要な体制が整備されていること。

三 その構成員である認定事業主の委託を受けて青少年募集採用担当者の募集を行うに当たり、当該募集に係る労働条件その他の募集の内容が適切であり、かつ、当該青少年募集採用担当者の利益に反しないことが見込まれること。

(承認中小事業主団体の申請)

第九条 法第十五条第二項の規定により承認を受けようとする者は、その旨及び前条の基準に係る事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(権限の委任)

第十条 法第十五条第四項並びに同条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項及び第四十一条第二項に定める厚生労働大臣の権限のうち、次に掲げる募集に係るものは、承認中小事業主団体の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一 承認中小事業主団体の主たる事務所の所在する都道府県の区域を募集地域とする募集

二 承認中小事業主団体の主たる事務所の所在する都道府県の区域以外の地域（当該地域における労働力

の需給の状況等を勘案して厚生労働大臣が指定する地域を除く。)を募集地域とする募集(当該業種における労働力の需給の状況等を勘案して厚生労働大臣の指定する業種に属する事業に係るものを除く。)であつて、その地域において募集しようとする労働者の数が百人(一の都道府県の区域内において募集しようとする労働者の数が三十人以上であるときは、三十人)未満のもの

(青少年募集採用担当者の募集に関する事項)

第十一条 法第十五条第四項の厚生労働省令で定める労働者の募集に関する事項は、次のとおりとする。

- 一 募集に係る事業所の名称及び所在地
- 二 募集時期
- 三 募集職種及び人員
- 四 募集地域
- 五 募集に係る青少年募集採用担当者の業務の内容
- 六 賃金、労働時間その他の募集に係る労働条件

(届出の手続)

第十二条 法第十五条第四項の規定による届出は、承認中小事業主団体の主たる事務所の所在する都道府県の区域を募集地域とする募集、当該区域以外の地域を募集地域とする募集（以下この項において「自県外募集」という。）であつて第十条第二号に該当するもの及び自県外募集であつて同号に該当しないもの別に行わなければならない。

2 法第十五条第四項の規定による届出をしようとする承認中小事業主団体は、その主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所（その公共職業安定所が二以上ある場合には、厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第七百九十三条の規定により当該事務を取り扱う公共職業安定所）の長を経て、第十条の募集にあつては同条の都道府県労働局長に、その他の募集にあつては厚生労働大臣に届け出なければならない。

3 前二項に定めるもののほか、届出の様式その他の手続は、厚生労働省職業安定局長（次条において「職業安定局長」という。）の定めるところによる。

（青少年募集採用担当者募集報告）

第十三条 法第十五条第一項の募集に従事する承認中小事業主団体は、職業安定局長の定める様式に従い、

毎年度、青少年募集採用担当者募集報告を作成し、これを当該年度の翌年度の四月末日まで（当該年度の終了前に青少年募集採用担当者の募集を終了する場合にあつては、当該終了の日の属する月の翌月末日まで）に前条第二項の届出に係る公共職業安定所の長に提出しなければならない。

（準用）

第十四条 職業安定法施行規則第三十一条の規定は、法第十五条第一項の規定により承認中小事業主団体に委託して青少年募集採用担当者の募集を行う認定事業主について準用する。

（権限の委任）

第十五条 法第二十五条第一項の規定により、法第十二条、第十四条及び第二十二条に規定する厚生労働大臣の権限は、所轄都道府県労働局長に委任する。ただし、法第十四条及び第二十二条に規定する権限にあつては、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 前項の規定により所轄都道府県労働局長に委任された権限（法第二十二条に規定するものに限る。）は、事業主の主たる事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に委任する。ただし、所轄都道府県労働局長が自らその権限を行うことを妨げない。

附 則

この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。